

行政常任委員会

令和 8 年 3 月 1 2 日（木）

午前 9 時 5 9 分開 会

○南委員長 おはようございます。

それでは、ただいまより行政常任委員会を開催させていただきます。

本日の審査は、尾鷲総合病院と尾鷲市水道部の審査、そして採決で、できたら午前中いっぱいぐらいで終わりたいと思いますので、御協力のほどをよろしくお願いいたします。

それでは、早速ですが、尾鷲総合病院、議案第 2 2 号「令和 7 年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第 3 号）の議決について」の説明からお願いいたします。

○竹平総合病院事務長 尾鷲総合病院でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第 2 2 号「令和 7 年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第 3 号）の議決について」、補正予算書及び予算説明書の内容を御説明いたします。

補正予算書の 1 ページを御覧ください。通知をさせていただきます。

第 2 条の業務予定量でございますが、患者数につきまして、予定しておりました入院 1 日平均 1 2 6 人に対して、実績から 1 2 0 人とし、年間延べ 2, 4 0 5 人減の 4 万 3, 7 2 7 人とするものでございます。

第 3 条に定めた収益的収入及び支出につきましては、収入において、第 1 款病院事業収益、既決予定額 3 8 億 9, 3 8 2 万 2, 0 0 0 円を 9, 8 6 6 万 8, 0 0 0 円減額し、合計 3 7 億 9, 5 1 5 万 4, 0 0 0 円とするもので、支出では、第 1 款病院事業費用、既決予定額 4 4 億 6, 7 9 9 万 7, 0 0 0 円を 5 7 0 万 3, 0 0 0 円増額し、合計 4 4 億 7, 3 7 0 万円とするものでございます。

内訳につきましては、説明書で説明させていただきます。

予算書第 4 条は、収入では第 1 款資本的収入、既決予定額 4 億 4, 3 7 8 万 3, 0 0 0 円から、医療機器整備事業債 1 7 0 万円を減額し、合計 4 億 4, 2 0 8 万 3, 0 0 0 円とするものでございます。

支出では、第 1 款資本的支出、既決予定額 6 億 2, 5 1 0 万 4, 0 0 0 円から、入札による機械備品購入費等の減額により、建設改良費 1 6 3 万円を減額し、合計 6 億 2, 3 4 7 万 4, 0 0 0 円とするものであります。

2 ページを御覧ください。

第5条、予算第6条企業債は、入札差金等が発生したことにより、医療機器整備事業の補正前の限度額8,080万円を補正後の限度額7,910万円とするものでございます。

次に、第6条、予算第9条に定めた経費につきましては、職員給与費、既決予定額24億8,823万7,000円を2,757万7,000円増額し、合計25億1,581万4,000円とするものでございます。

第7条では、予算第11条に定めた棚卸資産の購入限度額を6億6,977万円に改めるものでございます。

次に、3ページを御覧ください。

令和7年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第3号）説明書でございます。

収益的収入及び支出の収入、第1款第1項医業収益、第1目入院収益において1億2,032万4,000円を減額するものでございますが、入院患者数が見込みを下回っている状況によるものでございます。内容につきましては、後ほど資料にて御説明させていただきます。

第2項医業外収益、第1目負担金、第1節一般会計負担金の229万6,000円の増額は、人事院勧告準拠による給与改定に伴う周産期医療の人件費増加分について繰り出し基準に基づく増額でございます。

第2目補助金、第2節国県補助金1,936万円の増額は、分娩取扱施設が少なく、集約化が困難な地域に所在する施設に対する運営費の支援を目的とした地域連携周産期支援事業補助金等の交付決定によるものでございます。

次に、支出でございます。

第1款病院事業費用、第1項医業費用、第1目給与費2,757万7,000円の増額は、第5節退職給付費引当金の増額で、別紙給付費明細書のとおりでございます。

第2目材料費1,000万円及び第3目経費1,060万円の減額は、薬品費及び光熱水費等の実績に基づくものでございます。

第2項医業外費用127万4,000円の減額は、第4目雑支出、控除対象外消費税119万3,000円の減額及び第5目消費税及び地方消費税8万1,000円の減額で、消費税額を再計算したことによるものでございます。

次に、4ページを御覧ください。

資本的収入及び支出のうち、収入、第1款資本的収入、第1項企業債、第1目企業債、第1節企業債170万円の減額は、医療機器整備事業における事業額の確定

によるものでございます。

次に、支出の部、第1款資本的支出、第1項建設改良費、第1目資産購入費、第1節器械備品購入費92万1,000円の減額及び第2節車両購入費70万9,000円の減額は入札差金等によるものでございます。

5ページは、尾鷲市病院事業会計予定キャッシュ・フロー計算書でございますが、これは、補正後の令和7年度1年間の現金の増減を表すものでございます。

6ページを御覧ください。

一番下に記載しております今年度末の資金残高は202万3,000円となる見込みで、現金が底をつく状態となっております。

7ページ、8ページは給与費明細書ですので、後ほど御参照ください。

次に、令和7年度尾鷲市病院事業会計予定損益計算書の10ページを御覧ください。

下から3段目の当年度純損失は、第2号補正予算において5億7,496万4,000円を見込んでおりましたが、今回の補正で6億7,934万円の純損失となる見込みでございます。

11ページから13ページまでは、尾鷲市病院事業会計予定貸借対照表、14ページ以降には注記を記載しております。

以上が、令和7年度尾鷲市病院事業会計補正予算書（第3号）及び予算説明書の説明でございます。

引き続き、担当より説明をさせていただきたいと思っております。

○松井総合病院総務課主幹兼係長　それでは、資料について説明いたします。

医業収益については、令和7年度第1号補正比較で、入院収益全体といたしまして、1億2,000万円の減収見込みとなり、診療単価については、大きな変化はなかったものの、一般病棟での平均患者数が見込みより少なくなりました。

地域包括ケア病棟については、ほぼ同数での見込みとなっております。

以上が減収見込みとなります。よろしく願いいたします。

○竹平総合病院事務長　補正予算に関する説明は以上でございます。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○南委員長　病院補正の3号の説明は以上でございます。

御質疑のある方、御発言をお願いいたします。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長　特にないようでございますので、引き続きまして、当初予算であり

ます議案第17号「令和8年度尾鷲市病院事業会計予算の議決について」の説明をお願いいたします。

○竹平総合病院事務長　それでは、議案第17号「令和8年度尾鷲市病院事業会計予算の議決について」、予算書及び予算説明書の内容について御説明させていただきます。

　予算書の1ページを御覧ください。

　通知をさせていただきます。

　第2条、業務の予定量でございますが、病床数は一般病床143床、療養病床56床で、患者数につきましては、入院患者数が1日平均127人、年間延べ4万6,365人で、昨年当初より1,642人の減、外来患者数は1日平均351人、年間延べ8万4,685人、昨年当初より1,426人の減を見込んでおります。

　第3条、収益的収入及び支出では、収入において、第1款病院事業収益42億4,792万8,000円、第1項医業収益34億5,531万9,000円、第2項医業外収益7億9,250万9,000円、第3項特別利益10万円でございます。

　支出は、第1款病院事業費用46億6,299万円、第1項医業費用45億6,827万円、第2項医業外費用9,422万円、第3項特別損失50万円でございます。

　第4条、資本的収入及び支出につきましては、収入で3億4,507万1,000円、内訳は第1項企業債8,570万円と、第2項負担金2億5,936万9,000円が主なもので、支出では、第1款資本的支出4億6,704万8,000円を計上しており、内訳は第1項建設改良費9,079万3,000円、第2項企業債償還金3億6,965万5,000円、第3項投資660万円で、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額、1億2,197万7,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額26万6,000円で補填し、残額1億2,171万1,000円は、一時借入金で措置するものでございます。

　2ページを御覧ください。

　第5条、債務負担行為でございます。

　学貸貸与金は、期間を令和9年度から令和12年度まで、限度額を1,740万円、また、薬剤師奨学金返還支援助成貸付金は、期間を令和9年度から貸付対象奨学金の返還が満了する日または貸付総額が540万円に達するいずれか早い日までとし、限度額を1,080万円とするものであります。

　次に、第6条、企業債は、医療機器整備事業については、建設改良費を医療機器

購入に充当するもので、限度額は8,570万円、利率、起債の方法等につきましては、記載のとおりでございます。

第7条、一時借入金の限度額は6億円と定めております。

第8条では、令和8年度尾鷲市病院事業会計予算中不足を生じる場合、予定支出の各項の経費の金額を流用することができることを定めています。

また、第9条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費26億3,758万3,000円と交際費30万円を定めております。

3ページを御覧ください。

第10条、他会計からの補助金として、病院群輪番制病院運営事業のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,766万円と定め、第11条では、棚卸資産購入限度額を7億1,978万3,000円と定めております。

第12条、重要な資産の取得として、種類は器械備品、名称は、生化学・免疫分析装置、数量は一式とするものでございます。

次に、4ページを御覧ください。

令和7年度尾鷲市病院事業会計予算実施計画でございます。

収益的収入及び支出、収入ですが、第1款病院事業収益予定額42億4,792万8,000円の内訳は、第1項医業収益34億5,531万9,000円で、第1目入院収益20億7,134万8,000円、第2目外来収益12億5,597万9,000円で、後ほど資料にて御説明をさせていただきます。

第3目健診収益は4,529万4,000円で、健診収益は、一般健診収益3,667万3,000円、妊婦健診収益546万4,000円ほか各健診収益でございます。

第4目その他医業収益は8,269万8,000円で、室料差額収益3,994万9,000円ほか、文書料等その他医業収益3,730万2,000円が主なものでございます。

第2項医業外収益は7億9,250万9,000円で、第1目負担金4億5,514万3,000円は、企業債利息償還金等の一般会計負担金です。

第2目補助金4,318万4,000円は、病院群輪番制病院運営補助金のうち、尾鷲市分1,766万円と紀北町分1,566万円、救急医療体制人材確保支援事業補助金ほかで986万4,000円でございます。

第5目の長期前受金戻入2億7,153万9,000円は、資産の減価償却に併せて補助金等を戻入するもので、第6目その他医業外収益2,175万円は、テレビ

カード収益等でございます。

5 ページを御覧ください。

支出では、第1款病院事業費用46億6,299万円で、内訳は、第1項医業費用45億6,827万円、第1目給与費26億5,487万3,000円は、第1節報酬3億7,332万5,000円、これは応援医師及びパートタイムの会計年度任用職員の報酬でございます。

第2節給料9億1,203万1,000円は、職員209名分とフルタイムの会計年度任用職員17名の給料でございます。

第3節手当7億888万4,000円は、期末勤勉手当、特殊勤務手当等でございます。

第4節法定福利費3億971万円。

第5節退職給付費1億8,479万1,000円は、退職給付引当金繰入れでございます。

第6節賞与引当金繰入額1億3,936万7,000円及び第7節法定福利費引当金繰上げ額2,676万5,000円は、翌年度に支出する賞与及び法定福利費のうち、当年度分を計上するものでございます。

次に、第2目材料費6億5,767万6,000円は、薬品費3億3,476万円と診療材料費3億1,487万4,000円が主なものでございます。

第3目経費9億2,913万2,000円は、第1節の厚生福利費から次ページの第26節雑費までの各経費で、第7節光熱水費1億1,143万7,000円、第8節燃料費5,693万2,000円、第13節賃借料9,407万6,000円ほか、第15節の委託料4億7,686万7,000円が主なものでございます。

この経費の主なものにつきましては、後ほど資料にて御説明をさせていただきます。

第4目減価償却費3億1,569万9,000円は、各資産に係る減価償却費でございます。

第5目資産減耗費202万5,000円は、医療機器、器械備品等の除却費が主なものでございます。

第6目研究研修費886万5,000円は、図書費142万1,000円ほか、学会等の旅費交通費435万5,000円、治験・研究費の研究雑費308万9,000円でございます。

第2項医業外費用9,422万円は、企業債利息償還金等支払利息及び企業債取

扱諸費 856万4,000円ほか、次ページの第4目雑支出、建設改良費に係る控除対象外消費税等7,603万円及び第5目消費税及び地方消費税726万9,000円が主なものでございます。

次に、資本的収入及び支出の収入でございますが、第1款資本的収入予定額3億4,507万1,000円の内訳は、第1項第1目企業債、8,570万円の医療機器整備事業債と第2項負担金第1目他会計負担金2億5,936万9,000円で、これは企業債元金償還金分の負担金としての一般会計からの繰入金でございます。

8ページを御覧ください。

支出でございますが、第1款資本的支出4億6,704万8,000円の内訳は、第1項建設改良費が9,079万3,000円で、第1目資産購入費8,579万3,000円は生化学免疫分析装置、画像管理システム、自動視野計ほか器械備品購入費8,579万3,000円でございます。

第2目工事費500万円は、エアコン等の工事費でございます。

第2項第1目企業債償還金は3億6,965万5,000円で、第3項第1目投資660万円は、看護師等の修学資金貸付金540万円と薬剤師奨学金返還支援助成貸付金120万円でございます。

9ページを御覧ください。

令和8年度病院事業会計予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

これは令和7年度1年間の現金の増減を表すものでございますが、1、業務活動によるキャッシュ・フローは2億6,061万8,000円のマイナスで、投資活動によるキャッシュ・フローは1億6,947万円のプラスでございます。

10ページを御覧ください。

財務活動によるキャッシュ・フローでございますが、一時借入金による収入3億9,000万円の計上等により、プラス1億604万6,000円となり、1年間の資金増加額はプラス1,489万8,000円で、資金期末残高が202万3,000円であるため、資金期末残高は1,692万1,000円でございます。

11ページを御覧ください。

給与費明細書でございます。給与費等の合計は、前年度25億2,597万9,000円に対し、本年度26億3,758万3,000円で、前年度比較1億1,160万4,000円の増額でございます。

15ページまでがその詳細となっております。

16、17ページを御覧ください。

債務負担行為に関する調書でございます。

マットレス賃借ほか合計34件の債務負担行為について記載をさせていただいております。

18ページを御覧ください。

令和8年度尾鷲市病院事業会計予定損益計算書でございます。

医業収益は34億4,570万6,000円、2の医業費用は44億8,914万9,000円、医業損失は10億4,344万3,000円でございます。

3の医業外収益は7億9,099万8,000円、4の医業外費用は1億6,353万1,000円、経常損失は4億1,597万6,000円でございます。

次ページの5、特別利益は10万円、特別損失は50万円、当年度純損失は4億1,637万6,000円でございます。

前年度繰越欠損金は24億6,228万6,000円であるため、当年度未処理欠損金は28億7,866万2,000円でございます。

20ページを御覧ください。

令和8年度の尾鷲市病院事業会計予定貸借対照表でございます。

資産の部につきましては、1の固定資産合計は22億9,568万6,000円、2の流動資産合計は5億5,458万5,000円で、資産合計は28億5,027万1,000円でございます。

21ページを御覧ください。

負債の部につきましては、3、固定負債合計14億5,983万1,000円、うち企業債が3億4,053万6,000円、退職給付引当金が11億1,929万5,000円でございます。

4、流動負債合計は10億6,143万3,000円、うち一時借入金が3億9,000万円、企業債が2億5,892万3,000円、引当金が1億6,613万2,000円でございます。

5の繰延収益合計は1億4,445万1,000円で、負債合計は26億6,571万5,000円でございます。

次ページ、22ページを御覧ください。

資本の部につきまして、資本金2億85万6,000円。

7の資本剰余金合計は28億6,236万2,000円、欠損金が28億7,866万2,000円で、剰余金合計はマイナス1,630万円、資本合計は1億8,455万6,000円となり、負債資本合計は28億5,027万1,000円ござ

います。

23、24ページにつきましては、財務諸表の作成に当たり、採用した会計処理の基準及び手続の注記で、25ページから31ページにつきましては、前年度の財務諸表等でございます。

一番最後、32ページを御覧ください。通知をさせていただきます。

企業債明細書でございます。令和8年度末の未償還残高合計は5億9,945万9,597円となり、前年度当初予算と比較して2億8,565万4,384円の減でございます。

予算書の説明につきましては、以上になります。

資料の説明を引き続き担当からさせていただきたいと思っております。

○松井総合病院総務課主幹兼係長 それでは、私からは、資料1、医業収益について説明させていただきます。

まずは、資料上段、入院収益ですが、診療報酬改定や新たな施設基準の取得により、診療単価の増加が見込まれ、収益増収見込みとなる科もあれば、産婦人科の出産数の減少や泌尿器科の入院患者の減少などから、減収見込みの科もあり、合計といたしましては、令和7年度当初に比べ、約5,400万円の増収見込みとなります。

次に、資料下段、外来収益の内訳についてですが、1日平均患者数が年々減少傾向にありますが、診療報酬改定での若干の診療単価の増加が見込まれ、合計といたしまして、約2,000万円の増収見込みとなります。

以上です。

○高浜総合病院総務課長 それでは、私のほうから、2ページ、修繕費内訳について説明させていただきます。

まず、医療機械器具修繕費につきましては、医療機器の修繕に対応するため、7年度と同額の1,000万円を計上しております。

次に、施設・設備関係修繕費につきまして、まず、主なものとしまして、ガスタービンエンジン蓄電池交換といたしまして、235万4,000円、こちらはバッテリーの能力の低下によるもので、交換を行うものであります。

続きまして、一般排水流入配管交換207万1,000円は、浄化槽への排水を送る配管がちょっと腐食が進んでおりまして、このままですと、穴が空くおそれがありますので、交換を行うものであります。

続きまして、新棟屋上空調用補給水膨張加圧ポンプ修繕につきましては114万

4,000円。こちらはポンプがちょっと劣化になりまして、騒音が出てきておりますので、入院患者さんへのちょっと影響もあることから、修繕を行うものであります。

あと、ほかに二つ用意してありますが、残りその他といたしまして、1,000万円は、今年度と同様の計1,000万円を計上しております。

あわせて、医療機器と併せまして、2,702万1,000円の計上となっております。

3ページ以降は、中森係長のほうから説明させていただきます。

○中森総合病院総務課係長　　続きまして、資料3、賃借料の内訳です。

まず、駐車場17か所の賃借料として1,599万5,000円を計上しています。

続いて、寝具・布団等の賃借料として2,697万4,000円を計上しており、そのうち、寝具につきましては、物価高の影響による1日当たりの単価の引上げに伴い、239万6,000円増額するものであります。

医師住宅賃借料16戸分として1,216万8,000円。

医療機器賃借料として3,631万3,000円を計上しており、そのうち1段目に記載している在宅酸素及び4段目に記載している在宅持続陽圧式呼吸療法装置(CPAP)は、患者数の増により、それぞれ446万7,000円、314万3,000円増額するものであります。

その他賃借料として262万6,000円を計上し、賃借料合計で9,407万6,000円となっております。

続きまして、資料4、委託料の内訳です。

4ページを御覧ください。

医療事務委託料として1億1,466万円は、院内における受付、会計、レセプト点検、入院病棟クランク業務、健診受付業務等を委託するもので、人件費高騰の影響により、561万5,000円の増額であります。

院内業務委託料として1億7,068万2,000円を計上しています。そのうち、1段目の一般・産廃処理業務委託料3,414万円は、感染症廃棄物の処理量の減による193万7,000円の減、2段目の院内清掃・洗濯業務は3,791万5,000円、3段目の警備業務は1,706万7,000円、5段目の給食業務委託6,270万円につきましては、人件費高騰の影響により、1,118万7,000円増額するものであります。

続いて、医療機器保守委託は8,572万6,000円を計上しており、そのうち

1 段目のMRI 装置は 990 万円、中段や上にあるリニアック保守は 2,319 万 8,000 円、リニアック保守の三つ下にありますCT 装置保守は 1,275 万 5,000 円で、CT 装置保守の三つ下にある透析装置保守 1,045 万円につきましては、令和 8 年度の定期交換部品が増となったため、209 万円の増額を計上しております。

続いて、5 ページの建物設備保守委託は 3,569 万 2,000 円を計上しており、これは建物及び設備に係る保守等となっています。

コンピューター保守委託は 2,138 万 1,000 円。

その他委託につきましては 4,872 万 6,000 円を計上しており、そのうち、1 段目の給食材料委託 4,056 万 5,000 円につきましては、食材価格の上昇の影響により、402 万円の増額を計上しております。

委託料合計は、前年度と比較して、2,053 万円増の 4 億 7,686 万 7,000 円を計上しております。

続きまして、資料 5、建設改良費（資産購入費）の内訳です。

1 段目の生化学・免疫分析装置 3,427 万 4,000 円は、血液等の検体を試薬と反応させ、糖、コレステロールなどを測定する装置で、令和 9 年度から現行機対応の専用試薬が製造中止となるため、令和 8 年度中に更新するものであります。

2 段目の画像管理システム 1,980 万円は、エックス線やCT 等の医療画像をクラウド上で管理し、画像診断を円滑に行うため購入するものです。

3 段目の自動視野計は、視野範囲及び感度を自動的に測定する眼科検査機器で、主に緑内障の早期発見や視野欠損の検出に用いられ、現行機は購入後 20 年以上が経過し、経年劣化が進んでいることに加え、故障時には部品供給がなく、修理不能であるため、更新するものであります。

そのほか、全部で 9 種類の資産を購入するもので、合計 8,579 万 3,000 円を計上しています。

資料の説明は以上です。

○竹平総合病院事務長 以上が令和 8 年度尾鷲市病院事業会計予算についての説明でございます。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○南委員長 ありがとうございます。

ただいまの病院会計の説明について御質疑等のある方、御発言をお願いいたします。

○中井委員 ちょっと気になっていることがあるんですけども、資料 3 の医師

住宅で16戸計上しているかとは思いますが、これは今、入居状況というのは16人で合っていますよね。

○高浜総合病院総務課長 16戸全部埋まっているわけではないですが、全てのドクターがもし使うとなれば、16戸では足りませんので、宿舎等も利用して対応するように、16戸、平均で使えるようにしております。

○中井委員 あともう一個気になって、医師確保対策で、今後この辺りのところをどのようにお考えしているのかだけ、ちょっとお聞きしたいです。

○竹平総合病院事務長 医師確保対策については、常に三重大の教授等とお話をさせていただいた中で、診療体制の確保に努めており、来年度、8年度についても同じく、同じような形の診療体制を維持できているというところでございます。

○南委員長 よろしいですか。

他にございませんか。

○仲委員 大きくいって2点ほどあるんですけど、まず最初に、令和8年3月の当初予算の資料1と令和7年度の、これはあれやな、補正予算の資料をちょっと見よったんですけど、まず第1点、内科の入院収益で、当初予算のほうは、当初予算比較ですもんで、内科で7,900万ぐらい増えておるとか、逆に言うて外科が582万6,000円減なんですけど、当初比較もいいんですけど、やはり第3号補正の7年度のこの3月の補正とやっぱり比較すべきだと思うんですわ、現状でいくと。

3号補正でいくと、内科は1日平均が55.4人ですね。今回、当初は0.8人ぐらい増えて56.2人。単価が若干上がったとして、1億前後上がっておるんですけど、こちらと比べると。

外科が、3号補正では、1日平均が7.7人ですね。今回の当初予算では11.1ということは、1日平均3.4人増える。それから、金額にして7,600万増える。一番大きいのは、整形が、12.1人、12人程度が16人になっておるんですね、見込みが。

それで、言うたら、診療が、単価が1,000ぐらいはあったんやけど、1億ぐらい増えておるといことで、特に、外科と整形が、1日平均患者数が増えるという要因は、どのような中で計算されていますか。

○松井総合病院総務課主幹兼係長 整形と外科なんですけれども、医師が今、外科のほうは2人体制から3人体制で診ていただいていることもあって、非常に先生のほうもオペのほう、進んでやっていたりすることもあります。

整形外科のほうも、割と入院患者さんのほうを、増加傾向というか、もう結構多く、一時期もう本当に地域包括ケア病棟と合わせて40人超えたりとかいうこともありまして、そちらのほうで増加のほうを見込んでおります。

- 仲委員 特に外科の先生は、女性、女医さんがよいという評判もありますし、8年度、期待したいと思います。

次に、8年度の予算の10ページのキャッシュ・フロー。キャッシュ・フローについては、僕もあんまり詳しくないんですけど。

今回、一時借入れ収入が3億9,000万と。一時借入れ、つい、ここ近年は初めて出てきた一時借入れの金額だと思うんですけど、7年度の期首残高が202万3,000円しかないということであれば、支払いも4月に入ってから大変な状況が生まれてきておる、資金ショートするというような状況があるんですけど、6億のうち、3億9,000万を一時借入れする中で、例えば6月のボーナスとか12月のボーナスが支払いができんようになるという状況が生まれると思うんですけど、一時借入れの時期というのはいつ頃か。

そして、年度初めの、4、5、6、どのように資金を、収支を賄っていくか、手だてをお答えください。

- 高浜総合病院総務課長 今、委員から質問のありました、4、5、6序盤をどう過ごすかということに関しましては、今年度の一般会計の繰入金金を4月早々にこちらにいただくような段取りで、今、話を詰めております。

ですので、この一時借入れが必要になるのは、12月の期末勤勉手当の支給に対して、この頃かなというふうに、当初予算の編成時には考えております。

- 仲委員 ちょっと長くなってすみません。

令和5年度から8年度の当初までの資金期末残高、言うて1年間の最後の年度末の資金残高を見ると、急激に資金収支が悪うなっておるんですね、キャッシュ・フローが。令和6年度はもう10億ぐらいあったのが、令和7年度ではせいぜい200何万ですから。もうかなり急激にキャッシュ・フローのあれが悪くなっていると。支払いができんような状況が生まれておるということは実感している、分かるんですが。

事務のほう、事務長はじめ、いろいろ費用の削減なり加算とか、御苦勞をかけているのは十分分かるんですけど、やはり今年度の当初予算でも、当年度純損失が4億1,600万というような数字が出ていますよね。

これが、8年度中に収益が思ったより伸びなければ、また、6億、7億の当年度

損失が生まれるというような状況も考えられますので、やはり去年11月に、そういうことで、総合病院の経営状況と今後の対策ということで説明を伺ったんですけど、短期的な取組は、既に事務方で加算とか、いろんなことを入れた中で、当初を組んでおると思うんですけど、特に中期的な取組、この計画の中では、患者の少ない診療科の非常勤化というようなこととか説明を受けたんですけど、これではまだまだ費用の削減ができるかどうかということがクエスチョンマーク、僕は疑問だと思うんです。

そこら辺、市長、今後の見込みとして、ざっとしたことでもいいんです。具体的な話までいかないんですけど、そこら、方向性を市長の考えをお聞きしたいです。すみません。

○加藤市長 方向性云々の前に、数値的な検証というのがまず第一であると。

だから、おっしゃっていますように、令和7年度当初というのがどんどんどんどん悪くなって、要するに補正第3号で、こういう状況で6億8,000万円という赤字を出してしまったと。

当然、キャッシュ・フローの大きなウエイトを占める営業キャッシュ・フロー、これがマイナスになれば、フリーキャッシュ・フローはどんどんどんどんマイナスになります。

だから、それが要するに、6億円、7億円もあれば、これは令和2年、要するに5、6、7、8、4年間でやっぱりどれだけのキャッシュ・フローが、6億円から7億円ぐらいの、4年間であれば20何億円というような、こんな状況なんですね。

この状況が本当に果たして改善できるのかどうかというのは大変厳しい状況でございます。現在でも、令和8年度の要するに最終的な利益がマイナスの4億円強の。要するに借入れを3億9,000万円借りなきゃならないと。

こんな状況の場合にも、令和5年から5、6、7、8、これを何とか乗り切ったとしても、9年度はまた大変な状況、10年度はある程度改善できると言ったとしても、要するに、患者数云々の問題がどんどんどんどん減っていくと。

そうすると、まず、しかし、病院経営そのもの自体が大変な状況になって、要するに、果たして継続できるのかどうかということが非常にやっぱり大きな問題になると。ただ、しかし、継続はしなきゃならないと、こういう思いは強いです。

そのために、具体的な話までは申し上げておりませんが、方向性としては、要は二次救急というのは、私は常に、二次救急は尾鷲総合病院で残しますということを常に申し上げております。二次救急がなければ、私は、病院の要するに

機能というのはほとんどなくなると思います。だから、総合病院ですから、二次救急で。これが二次救急ができなくなれば、もう尾鷲総合病院の機能というのはなくなります。

ですから、私は、二次救急を何とかこれ残さなきゃならない。そのための、要するに不採算部門をどう、要するに、もうどっちかいったら、もうやめていくかというような話。これを早急に所信表明でも申し上げた、もう本当にうろうろできないんですよね。もう早急に考えていかなきゃならないと。

恐らく毎年毎年、今回の場合は4億1,000万、来年度、再来年度。そうすると一番大きな話は、企業として一番大きな問題なのは、債務超過、これになり得る可能性というのは十分あると。それだけの危機感を感じております。

したがいまして、具体的な話をどうのこうのって言うと、また、ちょっといろいろ問題ありますので、不採算部門をいかにして切り捨てるか。これをまずやっぱり早急に考えていかなきゃならないというのが。

しかし、何といても二次救急は残すということを前提にしながら、要するに不採算の診療科についてどう、要するに、もうやめていくのか、縮小するということはあんまり考えられないと思っておりますよね。

それぐらいの危機感を持ちながら、令和8年度は臨みたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○仲委員 公立病院が全国的に赤字と言いながらも、尾鷲総合病院としては生き残ってほしいという望みの中で、私はずっと前から言うておるんですよ。救急医療体制を維持するためには、今だって市長が不採算部門を切り捨てるというのは、でも、これ、救急医療体制も不採算部門なんですわ。

救急医療体制を維持するための病院経営をしてほしいと。ここだけは、これ急所なんですよね。救急車で病院へ行けなくなれば、我々は医療を受けられないですね。救急医療体制を維持するための病院経営をぜひお願いしたいということで要望しておきます。

以上です。

○加藤市長 そのつもりでおります。

ちなみに、これは私の思いで、考えなんですけどね。今回、令和8年度の予算を組むに当たって、要は、そのままでいったら、6億円、7億円の赤字になるであろうと。それをどういうふうな形で、要するに自助努力も必要だし、要するに尾鷲市からの繰入れ、繰り出しも必要だし、国の動向を見ながら、要するに交付金なり補

助金なり、あるいは、この前の診療報酬のアップとか、そういう、いろんな地方における公共施設の病院に対して、どれだけの補填があるかというようなことも期待はしながら、いろいろずっとやりくりしていたんですけれども、基本的には自助努力によって、要するに病院の収益を何とか上げていこうと。

これは、病院長以下の話で、いろいろお話しされているんですけど、大体我々としては、予算としては2億5,000万円、あるいは3億円ぐらいの収益アップ云々と。それに対して、人件費、これが1億2,000万円、それに材料費、経費、だつて、これだけでやっぱり2億円ぐらいのアップになっているんですね。

それでもって、市からの繰り出しが一応2億円弱、1億八千何百万円だったんですね、実質的には。それで、国からのものといっても、診療報酬が3%弱ぐらいで、これしか方向、方針が出ていないわけなんですね。

そうすると、尾鷲総合病院だけの話じゃなくて、全国の地方の公共病院の問題というのが、現に室蘭市の有名だった室蘭市立病院が、これがもう閉鎖になります。三つあったのが二つになると。碧南市民病院が大変な財政緊急事態宣言で、要するに病院を縮小しながら、ましては、びっくりしましたのが、産婦人科が2月に分娩の受け付けを締め切って、12月でやめてしまうと。こういう悲劇的なニュースがどんどんどんどん入ってくると。

松阪においても、二つの病院が一つに合併するとかというような、そんな話を見て、さあ、どうするかというような話の中で、ただ、おっしゃるように、市民の安全安心を守るためには、二次救急体制を維持しながら、市民の、いつも言っています、守るといふ、これはきちんとやっていかなきゃならないと。

それをベースにしながら、組立てといふのを一からやり直さなきゃならないといふような状況でおるようなもので。もうこの8年度は大変な状況でやっていきます。

○南委員長　　よろしいですか。

他にございませんか。

○小川議長　　1か所だけ。予算書の、これは8年度のやつか、8年度予算書の4ページなんですけど、個室料金のところ、この個室料金3,900万円ぐらいあるんですかね。これ市内の方と市外の方で差はついていないんですか。これ一緒ですか。

○竹平総合病院事務長　　うち、個室料金につきましては、今52床あるんですかね。個室料金52床あります。各床いろいろ金額はばらばらなんですけれども、ただ、地域によって差をつけるということはしておりません。

○小川議長　　これだけ病院が赤字になったときに、尾鷲市の市民の税金で賄って
いかなきゃならないというのがありますので、これぐらいのところは差をつけても
いいんじゃないかと思うんですけれども、よその病院でも差をつけているところは
結構ありますよね。

その点、どうなのでしょう。

○竹平総合病院事務長　　確かによその病院においては、市外と地域によって差を
つけて、市外の方が入院される場合については、若干高い室料の設定をしていると
ころもあります。そういったことを踏まえて、検討はしたいと思います。

ただ、うち、老朽化も結構している病院でありますので、うち安いんですけれど
も、室料も上げるといようなことも含めながら、きちんとその辺は、検討はして
いかなければならないというふうに考えておりますけれども、なかなか今の状態で
地域の差というのは難しいんですけれども、その辺を含めた中で検討はしていきたい
と、改革の中の課題の一つとして、検討はしていきたいと思います。

○小川議長　　これだけでは、少しの金額しか上がらないか分からないですけど、
その積み重ねが大事だと思いますので、ぜひやっていただきたい。その辺要望して
おきます。

○西野副委員長　　予算書の８ページ、学資貸与金についてなんですけど、前に委
員会で、市の奨学金と併用できると聞いたんですけど、病院は、勤めると免除にな
るんですけど、市の病院のため、公務員となって、免除対象にならないという考え
でよろしいでしょうか。

○高浜総合病院総務課長　　教育委員会の部分ということですよ。公務員ですの
で、免除対象にならないと思います。

○西野副委員長　　昨日の委員会で、免除対象に公務員も入れるか、今後の在り方
を協議するって言われたんですけど、もし公務員が免除対象となれば、ほかの自治
体とちょっと差別化もできて、看護師確保につながると思うんですけど、どうでし
ょうか。

○下村副市長　　それは、昨日申し上げたように、教育委員会のほうの貸与の委員
会のほうで検討させていただきたいと思っております。

○西野副委員長　　もし併用できて、両制度で免除となったら、看護師となってU
ターンする人も増えて、看護師確保につながると思って、質問させていただきました。

以上です。

○加藤市長　　今、正直申しまして、これだけ病院が悪化している、経営が悪化しているのは何なのかという、一つのいろんな要因をやっぱり分析する必要がある、分析はしておりますけどね。

人口がどんどんどんどん、年間2.何%減っていると。だから、患者も。

もう一つは、病院の医療体制を維持するがための看護師不足というのは事実あるわけなんですよ。

私は、だから、さっきの副委員長のおっしゃっていた分については、やはりその辺のところも考慮して行って、いかにして看護師をやっぱり総合病院のほうに来ていただくかというような対応についても大きな要因の一つであると思いますし、その辺のところも、もう一からやっぱり全部見直していかなきゃならないと思いました、僕は。

だから、要は病院が成り立つがための、経営が成り立つがための手法というものを徹底的に洗い直さなきゃならない。そういうこともあるだろうし、不採算の部分はどうするのか。

でも、条件として、二次救急は、必ず二次救急医療は維持するということを前提とした場合に、組み立て方というのは一から考え直さなきゃならないと私自身は思っております。

だから、その辺の話は十分参考にさせていただきたいと思っております。

○南委員長　　よろしいですか。

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長　　特にないようですので、病院の議案の審査を全て終了いたします。ありがとうございました。

ここで10分間休憩をいたします。

(休憩　午前10時51分)

(再開　午前11時01分)

○南委員長　　休憩前に引き続き委員会を続行いたします。

いよいよ最後の議案審査でございますので、よろしくお願いたします。

じゃ、水道部の議案第23号「令和7年度尾鷲市水道事業会計補正予算(第4号)の議決について」の説明からお願いをいたします。

○神保水道部長　　それでは、議案第23号「令和7年度尾鷲市水道事業会計補正

予算（第4号）の議決について」、説明させていただきます。

1 ページを御覧ください。

第1条、令和7年度尾鷲市水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによります。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正いたします。

収入の第1款水道事業収益、既決予定額5億7,735万8,000円に対し、補正予定額は185万7,000円の増額で、予定額を5億7,921万5,000円とするものでございます。

内訳といたしましては、第1項営業収益を22万6,000円減額補正し、予定額を4億9,508万5,000円に、第2項営業外収益を195万3,000円増額補正し、予定額を8,399万6,000円に、第3項特別利益を13万円増額補正し、13万4,000円とするものでございます。

次に、支出の第1款水道事業費用、既決予定額6億2,893万2,000円に対し、補正予定額は125万5,000円の増額で、予定額を6億3,018万7,000円とするものでございます。

内訳は、第1項営業費用を197万7,000円減額補正し、予定額を4億7,092万8,000円に、第2項営業外費用を73万増額補正し、予定額を4,605万4,000円に、第3項特別損失を250万2,000円増額補正し、予定額を1億1,320万5,000円とするものでございます。

続きまして、第3条、予算第4条、資本的収入及び支出を次のとおり補正いたします。収入の第1款資本的収入、既決予定額1億5,364万5,000円に対し、補正予定額は893万円の減額で、予定額を1億4,471万5,000円とするものでございます。

内訳としましては、第2項負担金を523万減額補正し、予定額を36万6,000円に、第3項企業債を370万円減額補正し、予定額を5,390万円とするものでございます。

次に、支出の第1款資本的支出、既決予定額3億2,774万2,000円に対し、補正予定額は384万4,000円の減額で、予定額を3億2,389万8,000円といたします。

内訳としましては、第1項建設改良費を384万4,000円減額補正し、予定額を7,209万7,000円とするものでございます。

補填内容の変更ですが、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億7,918万3,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額649万3,000円、当年度分損益勘定留保資金1億7,269万円で補填するものとする。」に改めるものでございます。

続きまして、2ページを御覧ください。

次に、第4条、予算第5条企業債を次のとおり補正いたします。

上水道配水管布設替事業の限度額540万円を110万円減額の430万円とし、上水道施設設備取替事業の限度額990万円を130万円減額の860万円とし、簡易水道施設整備取替え事業の限度額2,610万円を130万円減額し、2,480万円とし、全ての企業債利率を3%以内から5%以内にするもので、起債の目的、方法、償還の方法については変更ございません。

次に、第5条、予算第9条簡易水道事業に係る企業債償還のため、一般会計からこの会計補助を受ける金額を次のとおり補正いたします。

既決予定額2,057万6,000円を23万1,000円減額補正し、予定額を2,034万5,000円とするものでございます。

続きまして、3ページの補正予算説明書を御覧ください。

収益的収入及び支出の収入ですが、第1項営業収益において22万6,000円減額補正するものですが、これは第3目他会計負担金を墓地等の無収給水に対する一般会計負担金の減額により22万6,000円減額補正するものでございます。

第2項第1目受取利息及び配当金において、預金利息は117万5,000円増額は、資金運用のため、大口定期の預金利息の確定により117万5,000円増額するものでございます。

第2目他会計補助金において、一般会計補助金は34万円増額ですが、これは簡易水道企業債償還利子補助金の10万2,000円の減額及び基本料金減免に係る補助金の32万2,000円の増額、児童手当に係る経費12万円の増額の差引きによるものでございます。

第3目長期前受金戻入において、工事負担金42万増額、その他、長期前受金14万7,000円の増額は、今年度実施した固定資産台帳の精査により判明した現年度分長期前受金戻入の記入漏れにより増額計上するものでございます。

第4目資本費繰入収益は、簡易水道建設改良企業債償還負担金の資本費繰入収益を12万9,000円減額するものでございます。

第3項特別利益、第2目その他特別利益13万円の増額補正ですが、固定資産台

帳精査による過年度分長期前受金戻入額が判明したため、その他特別利益として計上するものでございます。

4 ページを御覧ください。

次に、支出ですが、第1項営業費用において197万7,000円を減額補正するものでございますが、これは第1目原水及び浄水費、業務費、総係費において、実績に応じて減額補正し、第6目減価償却費において223万7,000円増額補正するものでございますが、収入の長期前受金戻入同様、固定資産台帳精査による計上漏れに対し増額補正するものでございます。

第2項営業外費用では73万円の増額補正となるものですが、これは、第3目消費税及び地方消費税を73万円増額補正するものでございます。

次に、第3項特別損失、第3目その他特別損失250万2,000円の増額補正ですが、特別利益と同様に、固定資産台帳精査による過年度分減価償却費の額が判明したため、これをその他特別損失として計上するものでございます。

5 ページを御覧ください。

資本的収入及び支出について説明いたします。

まず、収入ですが、第2項第1目他会計負担金において、一般会計負担金523万円の減額は、消火栓設置費用分の一般会計負担金の減額によるものでございます。

第3項企業債370万円の減額ですが、これは上水道企業債の240万円の減額及び簡易水道企業債の130万円の減額によるものでございます。

続いて、支出であります。第1項建設改良費において384万4,000円を減額するもので、これは入札の差額によるものでございます。

次に、6 ページの予定キャッシュ・フロー計算書を御覧ください。

今回の補正により、業務活動によるキャッシュ・フローの一番上、当年度純損失が5,791万円となり、補正額が各項目に反映され、1から3までの合計となる資金増加額は9,358万3,000円となり、資金期首残高5億4,264万4,000円に加えた資金期末残高は6億3,622万7,000円となっております。

次に、7 ページの予定損益計算書を申し上げます。

1、営業収益以下、各項目には、補正額が反映され、当年度純損失は、補正前の1億1,065万4,000円の純損失から、250万2,000円増加の1億1,302万6,000円となっております。

次に、8 ページから予定貸借対照表でございます。

この補正予算におきまして、資産の部では、資産合計は47億6,596万8,0

00円となっております。

9ページの負債の部では、負債合計は20億4,892万7,000円となります。

10ページの資本の部では、資本金といたしまして、23億2,009万円。これに剰余金として、資本剰余金と利益剰余金を合わせた剰余金合計3億5,013万1,000円を加えた資本合計は27億1,704万1,000円となります。

この資本合計と負債合計を合算した負債資本合計は47億6,596万8,000円となり、資産合計と同額となっております。

最後に11ページと12ページは、会計処理の基準及び手続を注記として明示しております。

以上でございます。

○南委員長 ありがとうございます。

議案第23号、水道の補正予算の説明は以上でございます。

御質疑のある方、御発言をお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 特段ないようですので、最後に、議案第18号「令和8年度尾鷲市水道事業会計予算の議決について」の説明をお願いいたします。

○神保水道部長 それでは、議案第18号「令和8年度尾鷲市水道事業会計予算の議決について」、御説明いたします。

予算書の1ページを御覧ください。

第1条、令和8年度尾鷲市水道事業会計の予算は、次に定めるところによります。

第2条、業務の予定量は、次のとおりであります。

(1) 給水戸数は8,586戸、(2) 年間総給水量310万5,028立米、(3) 1日平均給水量8,507立米であります。

続いて、第3条、収益的収入及び支出の予算額は、次のとおりと定めております。

収入の部であります。第1款水道事業収益を5億6,489万6,000円と定め、第1項営業収益4億8,058万6,000円、第2項営業外収益8,430万6,000円、第3項特別利益4,000円と定めるものでございます。

次に、支出の部ですが、第1款水道事業費用を5億2,384万2,000円と定め、第1項営業費用4億8,891万6,000円、第2項営業外費用3,442万3,000円、第3項特別損失50万3,000円と定めるものであります。

次に、第4条、資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定めます。

まず、収入の部であります。第1款資本的収入を1億2,285万4,000円

と定め、第1項給水加入金64万9,000円、第2項負担金5,110万5,000円、第3項企業債7,110万円と定めるものとございます。

次に、支出の部ですが、第1款資本的支出を3億9,520万1,000円と定め、第1項建設改良費1億3,950万1,000円、第2項企業債償還金2億5,570万円とそれぞれ定めるものとございます。

第4条の括弧書きにあります、この資本的収入額が資本的支出に対し不足する額2億7,234万7,000円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,262万円、過年度分損益勘定留保資金1億1,773万6,000円、当年度分損益勘定留保資金1億4,199万1,000円で補填するものとございます。

続きまして、2ページを御覧ください。

第5条、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定めます。

水道窓口及び検針収納業務委託につきましては、期間は令和9年度から令和13年度まで、限度額は2億5,300万円とし、監視ソフトクラウド化及びNTT専用回線廃止に伴うシステム更新工事につきましては、期間は令和9年度で、限度額は9,735万円とするものとございます。

第6条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定めます。

上水道配水管布設替え事業につきましては、限度額を2,700万円、上水道施設整備取替え事業につきましては、限度額を1,260万円、簡易水道配水管布設替え事業につきましては、限度額を1,350万円、簡易水道施設設備取替え事業につきましては、限度額を1,800万円とし、それぞれ起債の方法は証書借入で、利率は5%以内とし、償還の方法は、措置期間を含め30年以内の半年賦元利均等償還とします。

ただし、財政等の都合により措置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還または低利債に借換えすることができ、起債の全部または一部を翌年度へ繰り越して借入れすることができるものとございます。

次に、第7条、一時借入金の限度額は5,000万円と定めます。

第8条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めます。

令和8年度尾鷲市水道事業会計予算中不足を生じる場合は、款内各項の全額を流用できるものとしております。

次に、第9条、議会の議決を経なければ流用することができない経費として、職員給与費8,625万7,000円、交際費1万円と定め、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、もしくはこれら以外の経費の金額に流用し、またはこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならないものとします。

続いて、第10条、簡易水道事業に係る企業債償還のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は2,262万5,000円であります。

第11条の棚卸資産の購入限度額は500万円と定めます。

続きまして、3ページを御覧ください。

尾鷲市水道事業会計予算実施計画書により、予算の名称、明細について説明させていただきます。

まず、収入の部であります。第1款水道事業収益は5億6,489万6,000円で、前年度当初予算と比較しまして、1,227万9,000円の減額でございます。

第1項営業収益は4億8,058万6,000円ですが、内訳といたしましては、第1目の給水収益が4億7,769万7,000円で、1,464万円減額となっております。これは令和7年度収益見込みから上水3%、簡水6.5%の減で、約1,400万円の減額を見込んでおります。

次に、第2目受託工事収益は2,000円で、これは消火栓受託工事収益1,000円とその他受託工事収益1,000円を計上したものでございます。

第3目他会計負担金225万7,000円は、公園墓地消火栓用水等に係る無収有効水量の一般会計からの負担金収入でございます。

第4目その他営業収益63万円は、手数料8万1,000円、材料売却収益54万6,000円、雑収益3,000円でございます。

続きまして、第2項営業外収益8,430万6,000円ですが、内訳といたしましては、第1目受取利息及び配当金として50万円。これは大口定期預金の利息によるものでございます。

次に、第2目他会計補助金として4,974万3,000円。これは総務省の繰出基準による簡易水道企業債償還利息分補助金及び児童手当に要する経費で、一般会計からの補助金でございます。

第3目長期前受金戻入1,401万5,000円は、補助金等を財源に取得された固定資産の減価償却見合い分の収益化額でございます。

第4目資本費繰入収益1,982万2,000円は、先ほどと同様に総務省の繰上げ基準による簡易水道に係る企業債償還元金に対する一般会計補助金でございます。

第5目雑収益22万6,000円のうち主なものとしましては、矢浜保育園職員駐車場として、保育園に隣接する用地の貸付け料でございます。

第3項特別利益については、第1目過年度損益修正益として4,000円を計上しております。

続きまして、5ページを御覧ください。

支出の部でございますが、第1款水道事業費用は5億2,384万2,000円で、前年度と比較いたしまして、693万3,000円の増額でございます。

内訳といたしましては、第1項営業費用4億8,891万6,000円のうち、第1目原水及び浄水費は1億1,331万3,000円、前年度と比較いたしまして、345万円の増額で、主なものといたしまして、動力費の増によるものでございます。

次に、第2目配水及び給水費は7,194万8,000円でございますが、前年度予算と比較いたしまして、293万5,000円の増額で、主なものとしては、令和7年度に行われた人事院勧告準拠に伴う人件費の増によるものでございます。

次に、第3目受託工事費は2,000円で、これは消火栓受託工事費1,000円とその他受託工事費1,000円を計上したものでございます。

続いて、第4目業務費は6,190万6,000円で、前年度と比較しまして、394万2,000円の増額であり、主なものとしては、7年周期で取り替えている量水器の取替え箇所増加による修繕費の増によるものでございます。

第5目総係費4,649万5,000円は、前年度と比較しまして352万3,000円の増額となっております。主なものとしては、人事院勧告準拠に伴う人件費の増額によるものでございます。

第6目減価償却費は1億9,245万円で、前年度当初予算と比較して306万2,000円の増額でございます。

第7目資産減耗費は241万2,000円で、前年度当初予算と比較して90万5,000円の増額でございます。

第8目その他営業費用は39万円で、材料売却原価38万7,000円、雑支出3,000円を計上してございます。

続きまして、8ページを御覧ください。

第2項営業外費用3,442万3,000円でございますが、第1目支払利息及び

企業債取扱諸費は、企業債利息、一時借入金利息を合わせて2,244万4,000円で、前年度と比較しまして307万円の減額となっております。

第2目雑支出は3,000円。

第3目消費税及び地方消費税は、消費税納付額1,197万6,000円を計上しております。

次に、第3項特別損失は、第1目過年度損益修正損として50万3,000円を計上しております。

次に、9ページを御覧ください。

資本的収入及び支出について説明いたします。

第1款資本的収入の予定額は1億2,285万4,000円でございますが、前年度当初予算より5,900万9,000円の増額でございます。

内訳としまして、第1項第1目上水道給水加入金として、13ミリ9件、20ミリ1件で59万4,000円、第2目簡易水道給水加入金として、13ミリ1件分の5万5,000円を計上いたしました。

次に、第2項負担金5,110万5,000円で、前年度比4,550万9,000円の増額の主なものといたしまして、国道42号線電線共同溝設置に伴う配水管布設替え工事に伴う国庫負担金4,500万円を計上したものでございます。

第3項企業債7,110万円は、前年度比1,350万円の増額でございます。

次に、10ページをお願いします。

第1款資本的支出は3億9,520万1,000円で、前年度より6,745万9,000円の増額でございます。

第1項建設改良費は1億3,950万1,000円で、内訳といたしましては、第1目固定資産購入費は、機械装置費として、量水器購入分850万1,000円でございます。

第2目上水道施設整備費には、工事請負費で配水管布設替え工事などと委託料で、矢ノ浜浄水場設備取替工事詳細設計業務委託などで9,600万円を計上しております。

第3目簡易水道施設整備には、工事請負費において配水管布設替え工事など3,500万円を計上しております。

次に、第2項企業債償還金、第1目建設改良企業債償還金は2億5,570万円で、上水道企業債償還元金2億1,922万円ですが、償還元金として、財務省財政融資資金12件、地方公共団体金融機構17件、市中銀行4件の内訳となっております。

ります。

簡易水道企業債償還元金 3,648 万円ですが、償還元金として、財務省財政融資資金 10 件、地方公共団体金融機構 29 件の内訳となっております。

続きまして、11 ページを御覧ください。

予定キャッシュ・フロー計算書について説明いたします。

まず、一番上の当年度純利益は 2,798 万 1,000 円になり、1 年間での現金増減は、下から 3 行目のマイナス 2,545 万 4,000 円となり、一番下の期末残高は 6 億 1,077 万 3,000 円となっております。

続きまして、12 ページを御覧ください。

給与費明細書について説明いたします。

まず、総括であります。職員数については、前年度と変更はなく、10 名であります。昇給に伴う増加などにより、合計で 639 万 1,000 円の増額となっております。

(2) は、給料及び職員手当等の増減額の明細について表したものであり、詳細は御覧のとおりでございます。

(3) は、令和 8 年 1 月 1 日現在の給料及び職員手当等の状況について表したものであり、職員の給与体系は、6 級 1 名、5 級 3 名、4 級 3 名、3 級 1 名、2 級 1 名、1 級 1 名であり、詳細は 12 ページから 15 ページに記載しておりますので、御参照ください。

16 ページには、債務負担行為に関する調書を添付してございます。

次に、17 ページを御覧ください。

予定損益計算書について説明させていただきます。

先ほど説明いたしました予算実施計画を税抜経理した結果、それぞれの御覧の金額となり、最終的には下から 4 行目、当年度純利益は 2,798 万 1,000 円となり、さらにこれに前年度繰越利益剰余金 8,416 万 9,000 円を加えると、当年度未処分利益剰余金は 1 億 1,215 万円となっております。

次に、18 ページを御覧ください。

予定貸借対照表について説明します。

まず、資産の部では、資産合計は 46 億 7,371 万 1,000 円となります。

また、1、固定資産、(1) 有形固定資産の一番下に、建設仮勘定 4,144 万 8,000 円を計上いたしました。これは国道 42 号線電線共同溝設置に伴う水道管更新計画作成業務委託料及び黒淵橋配水管設置工事設計業務委託料、尾鷲港新田

線配水管布設替え工事に伴う設計業務委託料、矢ノ浜浄水場設備取替え工事詳細設計業務委託料、工事未実施分でございます。

19ページの負債の部ですが、負債合計は19億2,868万9,000円となります。

20ページ資本の部では、資本金といたしまして、23億2,009万円、剰余金として、資本剰余金と利益剰余金を合わせた剰余金合計3億7,811万2,000円を加えた資本合計は27億4,502万2,000円となっております。

この資本合計と負債合計を合算した負債資本合計は46億7,371万1,000円となり、資産合計と同額となっております。

次に、21ページと22ページでは、重要な会計方針に係る事項に関する注記、予定貸借対照表等に関する注記など、会計処理の基準及び手続を注記、明示しております。

23ページから28ページには、決算見込みとして、令和7年度予定損益計算書と予定貸借対照表及び注記を記載しております。

続きまして、行政常任委員会資料について御説明させていただきます。

資料の1ページを御覧ください。

経営戦略の投資・財政計画の収益的収支について、令和7年度決算見込みと令和8年度当初予算を反映させたものでございます。

表の中ほどの当年度純利益の欄を御覧ください。

令和7年度は、三重紀北消防に対し、樋ノ口用地を売却したことによる固定資産売却損を特別損失として計上したことから、5,791万円の純損失、令和8年度には2,798万1,000円の純利益となっております。

2ページを御覧ください。

資本的収支について、令和7年度決算見込みと令和8年度当初予算を反映させたものでございます。

補填財源残高の当初計画との比較ですが、下から3行目の補填財源不足額が、令和7年度マイナスの5億351万円、令和8年度はマイナスの4億5,261万2,000円となる見込みでございます。

また、4ページ以降には、例年添付させていただいております建設改良工事計画と企業債明細書を記載しておりますので、後ほど御覧ください。

以上でございます。

○南委員長 水道部の議案第18号の説明は以上でございます。

御質疑のある方、御発言をお願いいたします。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長　　ないようでございますので、水道部の2議案の審査を終了させていただきます。御苦労さんでございました。

ここで5分間休憩をいたします。

市長、6日間にわたり、ありがとうございます。退席をお願いいたします。

(休憩　午前11時31分)

(再開　午前11時34分)

○南委員長　　では、会議を再開いたします。

当委員会に付託されました条例関係12件、当初予算関係5件、補正予算関係7件、その他の関係合わせ、契約事項も合わせ、約30議案についての採決を採りたいと思いますが、もうこのまま採決に入ってもよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長　　特段、討論がないようでございますので、なしと判断をいたしまして、当委員会に付託されました議案の採決を行いたいと思います。

まず初めに、議案第2号「尾鷲市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」、原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(挙手　全員)

○南委員長　　挙手全員。挙手全員でございます。よって、可決すべきものと決しました。

次に、議案第3号「尾鷲市乳児等通園支援事業に関する条例の制定について」、原案に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手　全員)

○南委員長　　挙手全員。挙手全員であります。よって、可決すべきものと決しました。

次に、議案第4号「尾鷲市行政手続条例の一部改正について」、原案に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手　全員)

○南委員長　　挙手全員。挙手全員であります。よって、可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第5号「職員の給与に関する条例及び尾鷲市一般職の任期付職

員の採用等に関する条例の一部改正について」、原案に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙 手 全 員)

○南委員長 挙手全員。挙手全員であります。よって、可決すべきものと決しました。

議案第6号「尾鷲市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」、原案に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙 手 全 員)

○南委員長 挙手全員。挙手全員であります。よって、可決すべきものと決しました。

議案第7号「職員等の旅費に関する条例等の一部改正について」、原案に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙 手 全 員)

○南委員長 挙手全員であります。挙手全員。よって、可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第8号「尾鷲市放課後子ども総合プラン運営委員会設置条例の一部改正について」、原案に賛成の委員の方は挙手をお願いいたします。

(挙 手 全 員)

○南委員長 挙手全員。挙手全員でございます。よって、可決すべきものと決しました。

議案第9号「尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正について」、原案に賛成の委員が挙手をお願いいたします。

(挙 手 全 員)

○南委員長 挙手全員。挙手全員であります。よって、可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第10号「尾鷲市都市公園条例及び尾鷲市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について」、原案に賛成の委員の方は挙手をお願いいたします。

(挙 手 全 員)

○南委員長 挙手全員。挙手全員であります。よって、可決すべきものと決しました。

議案第11号「尾鷲市消防団条例の一部改正について」、原案に賛成の委員の挙

手をお願いいたします。

(挙 手 全 員)

○南委員長 挙手全員。挙手全員であります。よって、可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第12号「尾鷲市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」、原案に賛成の委員の方は挙手をお願いいたします。

(挙 手 全 員)

○南委員長 挙手全員。挙手全員であります。よって、可決すべきものと決しました。

議案第13号「旅館建築の規制に関する条例の廃止について」、原案に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙 手 全 員)

○南委員長 挙手全員。挙手全員であります。よって、可決すべきものと決しました。

議案第14号「令和8年度尾鷲市一般会計予算の議決について」、原案に賛成の委員の方は挙手をお願いいたします。

(挙 手 多 数)

○南委員長 挙手多数。挙手多数であります。よって、可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号「令和8年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計予算の議決について」、原案に賛成の方の挙手をお願いいたします。

(挙 手 全 員)

○南委員長 挙手全員。挙手全員であります。可決すべきものと決しました。

議案第16号「令和8年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計予算の議決について」、原案に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙 手 全 員)

○南委員長 挙手全員であります。よって、可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第17号「令和8年度尾鷲市病院事業会計予算の議決について」、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙 手 全 員)

○南委員長 挙手全員。挙手全員であります。よって、可決すべきものと決しました。

議案第18号「令和8年度尾鷲市水道事業会計予算の議決について」、原案に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○南委員長 挙手全員。挙手全員であります。よって、可決すべきものと決しました。

議案第19号「令和7年度尾鷲市一般会計補正予算(第12号)の議決について」、原案に賛成の委員の方の挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

○南委員長 挙手多数。挙手多数であります。よって、可決すべきものと決しました。

議案第20号「令和7年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)の議決について」、原案に賛成の委員の方の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○南委員長 挙手全員。挙手全員であります。よって、可決すべきものと決しました。

議案第21号「令和7年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)の議決について」、原案に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○南委員長 挙手全員。挙手全員であります。よって、可決すべきものと決しました。

議案第22号「令和7年度尾鷲市病院事業会計補正予算(第3号)の議決について」、原案に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○南委員長 全員。挙手全員であります。よって、可決すべきものと決しました。

議案第23号「令和7年度尾鷲市水道事業会計補正予算(第4号)の議決について」、原案に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○南委員長 挙手全員。挙手全員であります。よって、可決すべきものと決しました。

議案第24号「尾鷲市過疎地域持続的発展計画について」、原案に賛成の委員の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○南委員長 挙手全員。挙手全員であります。よって、可決すべきものと決しました。

議案第25号「尾鷲市コミュニティバスの指定管理者の指定について」、原案に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○南委員長 挙手全員。挙手全員であります。よって、可決すべきものと決しました。

議案第26号「尾鷲市高齢者サービスセンターの指定管理者の指定について」、原案に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○南委員長 挙手全員。挙手全員であります。よって、可決すべきものと決しました。

議案第27号「尾鷲市民文化会館の指定管理者の指定について」、原案に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

○南委員長 挙手多数。挙手多数であります。よって、可決すべきものと決しました。

議案第28号「尾鷲市道路線の認定について」、原案に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○南委員長 挙手全員。挙手全員であります。よって、可決すべきものと決しました。

議案第31号「令和7年度尾鷲市一般会計補正予算（第13号）の議決について」、原案に賛成の委員の方は挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

○南委員長 挙手多数。挙手多数であります。よって、可決すべきものと決しました。

議案第32号「令和8年度尾鷲市一般会計補正予算（第1号）の議決について」、原案に賛成の委員の方は挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

○南委員長 挙手多数。挙手多数であります。よって、可決すべきものと決しました。

最後です。議案第33号「工事請負変更契約について（国市浜公園野球場建設工事）」につきまして、原案に賛成の委員の方は挙手をお願いいたします。

（ 挙 手 全 員 ）

○南委員長 挙手全員。挙手全員であります。よって、可決すべきものと決しました。

当委員会に付託になりました30議案全て原案どおり可決すべきものと決しました。ありがとうございました。

最後に、委員長報告なんですけれども、どのようにさせていただいたらよろしいですか。

（「委員長一任で」と呼ぶ者あり）

○南委員長 では、正副委員長一任ということで、できましたら、皆さんの貴重な指摘、御意見等につきましては、できる限り委員長報告の中で反映をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

そして、1点、報告があります。

前回、管外視察で、越前大野市の視察なんですけど、天候の不順で延期ということになっておりましたが、大野市さんとお問合せをさせていただいたところ、5月11日月曜日、12日で、行程どおりの、前回提出させていただいたとおり、予定でありますので、頭の中へ入れておいてくださいと思います。

○西川委員 この前、議員間の熊野と合同の勉強会ありましたよね。全員が一度に同じところに行く必要はないって言われた記憶があるんですけど、それはどうなのでしょう。

僕は、できもしない道の駅の関係のものを見に行くより、今建設中の津波タワーを見に行きたいんですけど。

○南委員長 西川委員さんから、前、道の駅は今回ふさわしくないんじゃないかという御指摘がございましたけれども、今回、大野市さんと、前回の流れたこともあって、この視察の工程の事務局さんのお世話をさせていただいておって、やはり今回は計画どおりの視察をしたいと思っております。

また、なお、途中途中で、その言った津波避難タワーのある場所があれば、ぜひとも事務局のほうに早速調査をしていただいて、行程の中へ入れられるべきタワーがあれば、そのように配慮をさせていただきたいと思っております。

○西川委員 いや、僕調べたら、そんな時間もかからんし、私1人で行ってきますわ。ちょっと急いでおるもので。すみません。

○南委員長　分かりました。他にございませんか。

それと、4月中に管内視察、例えば北浦のトイレだとか、とちのもり保育園の遊具等のことがありますので、できたら4月中に管内視察を考えておりますので、また、もし、管内視察で御要望があれば、事務局のほうへ言っていただければと思います。じゃ、よろしく願いいたします。

以上で終わります。長時間ありがとうございました。

(午前11時46分　閉会)